

青森県報

第二千五百七十八号

平成十八年
一月十六日
(月曜日)

目 次

特定非営利活動促進法第十条第一項の規定による公告	(県民生活課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告	(同)	二
右 同	(同)	二
大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
右 同	(同)	三
選挙管理委員会		
政治資金規正法による政治団体の名称等の公表	(事務局)	四
政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出	(同)	五
政治資金規正法による政治団体の解散の届出	(同)	五
政治資金規正法による資金管理団体の名称等の公表	(同)	六
政治資金規正法による資金管理団体の指定の取消しの届出	(同)	六
監査委員		
監査結果に対する措置の公表	(事務局)	六

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年十二月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森おいしいものサポートセンター

三 代表者の氏名

相馬 良一

四 主たる事務所の所在地

青森市桂木一丁目一の一

五 定款に記載された目的

この法人は、青森県において、青森県が産する食材を主に用いて優良な食品を生産する中小の生産者に対して、販売戦略をサポートしネットワークを組織する事業を行うことによって、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人アートコアあおもり

三 代表者の氏名

佐々木 高雄

四 主たる事務所の所在地

青森市大字新城字平岡一六〇の一〇三九

五 定款に記載された目的

この法人は、アートは個人の健全な意識を培う最良の存在であると同時に、社会に大きな影響力を及ぼす社会的な存在であるとの認識のもとに、アートの力を広く社会にアピールするとともに、地域文化を含めた芸術文化を活動の核とし、町づくり、子どもの育成、地域経済の活性化を推進し、アート及びクラフトに関わる活動一般の企画・運営、あるいはそのサポートを実施することにより、青森県の文化の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年十二月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人希望の友

三 代表者の氏名

千葉 良司

四 主たる事務所の所在地

むつ市大曲一丁目七の五

五 定款に記載された目的

この法人は、地域の子どもの達の健全な育児教育、子育てに悩む親たちの子育て支

援、人と人のふれあいによる子育て支援を行い、子ども、親、地域が共に希望と夢が持てる地域社会の構築に貢献する事を目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成十七年十二月十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人わいわい福祉相談所

三 代表者の氏名

久保田 開

四 主たる事務所の所在地

三戸郡階上町蒼前西六丁目九の一七三五 サンライズカマヤー〇六

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者やその家族に対して、介護支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日
平成十八年一月四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケアリバイブ

三 代表者の氏名
中村 司

四 主たる事務所の所在地
弘前市大字中野四丁目六の九

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市及び周辺市町村の住民に対し、一切の宗教行事とは関係なく、また、営利を第一の目標とすることなく、福祉の精神にのっとり、高齢弱者の日常生活の支援及び冠婚葬祭に関する支援事業を行うことにより、地域住民の福祉の増進に寄与すること、並びに、高齢者へのパーソナルコンピュータ操作指導を行い、地域住民の社会教育の増進に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

十和田元町ショッピングセンター

十和田市元町東一丁目六の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 株式会社デンコードー

宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目七の一〇

代表取締役社長 井上元延

2 ホーマック株式会社

北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の四一

代表取締役社長 前田勝敏

3 株式会社コナカ

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五一七の二

代表取締役社長 岸下武雄

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び十和田市役所

2 期間

平成十八年一月十六日から同年二月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、十和田市役所にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ八戸沼館

八戸市沼館四丁目一の一六八

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

大和情報サービス株式会社

東京都台東区上野七丁目一四の四

代表取締役 坂倉正宏

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年一月十六日から同年二月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

よこまちストア一番町店・ハッピードラッグ一番町店

八戸市大字尻内町字八百刈二七外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社よこまち

八戸市大字尻内町字八百刈三九の三

代表取締役社長 横町俊明

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成十八年一月十六日から同年二月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成十八年一月十六日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

下田緑ヶ丘モール

上北郡下田町緑ヶ丘一丁目五〇の二外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社マエダ

むつ市小川町二丁目四の八

代表取締役 前田恵三

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び下田町役場

2 期間

平成十八年一月十六日から同年二月十六日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

ただし、下田町役場にあつては、その執務時間内とする。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次

のとおり告示する。

平成十八年一月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	年届月日
八真会	小林 眞	亀橋 進	八戸市城下一丁目三三の二四	平成 一七・三・三六

青森県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項後段の規定により告示する。

平成十八年一月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

一以上の市町村の区域又は公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第十二条に規定する選挙区の区域を単位として設けられる政党の支部

政治団体の名称	異動事項	年届月日
自由民主党三厩支部	新	平成 一七・三・三一
自由民主党百石町支部	旧	平成 一七・三・一八
自由民主党東北町支部		平成 一七・三・三三

政党以外の政治団体

政治団体の名称	異動事項	年届月日
双鶴21政経懇話会	新	平成 一七・三・一八
升田世喜男後援会	旧	平成 一七・三・三三
青森県ビルメンテナンス政治連盟		平成 一七・三・二九
小林まこと後援会		平成 一七・三・三六
前田保後援会		平成 一七・三・三六

青森県選挙管理委員会告示第三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成十八年一月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

政党以外の政治団体

政治団体の名称	解散年月日	届出年月日
弘前スクラム10	平成一七・三・一九	平成一七・三・一九
港町スクラム10	平成一七・三・一五	平成一七・三・一九

黒川勇一後援会

1月・11・30

1月・11・14

青森県選挙管理委員会告示第四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

平成十八年一月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
小林 眞 (八戸市長)	八眞会	小林 眞	八戸市城下二丁目三 の四	平成 17・11・14

青森県選挙管理委員会告示第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成十八年一月十六日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

届出者の氏名 (公職の種類)	資金管理団体の 名 称	代 表 者 氏 名	主たる事務所の 所 在 地	届 出 年 月 日
小林 眞 (八戸市長)	小林まこと後援 会	小林 眞	八戸市大字堤町一	平成 17・11・14

監 査 委 員

監査結果に対する措置の公表

平成17年8月29日付け青監査第54号で報告した監査の結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、青森県知事、青森県教育委員会委員長及び青森県公安委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成18年1月16日

青森県監査委員 林 忠 男
同 鶴 賀 茂 世
同 小 比 類 巻 雅 明
同 平 山 誠 敏

監査箇所名	監査結果	措置の内容
三戸地方健康福祉こどもセンター	収入未済の解消に努めること。	未納者に対しては、手紙による催告のほか、電話や訪問等により納入指導を行うとともに、総務企画室と各部署の連携を図り、より一層収入未済の解消に努めることとした。 また、現年度分未納の発生を防ぐための確かつ適正な実態把握と迅速な事務処理に努めることとした。
西北地方健康福祉こどもセンター	収入未済の解消に努めること。	総務企画室及び各部連携の上、債権発生未然防止に努力するとともに、収入未済金対策要綱に基づき、滞納者検討会議を開催し、収入未済の解消に努めることとした。
上北地方健康福祉こどもセンター	収入未済の解消に努めること。	当センターが策定した「収入未済解消対策要綱」に基づき収入未済対策会議において指導方針について検討し、電話、家庭訪問等による収納指導を充実するなどしてより一層収入未済の解消に努めることとした。

環境保健負担金において、調定手続が遅延しているものが

管理台帳を整備し、担当部署のチェック機能を充実させ早期に処理できる体制をとった。

<p>下北地方健康福祉センター</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>収入未済については、センター内部の連携をこれまで以上に緊密にし、滞納者に対する納入指導の強化を図ることとした。収入未済の解消に努めることとした。</p>	<p>ある。</p>
	<p>領収証書の取扱いが適正でないものがある。</p>	<p>今後は「財務規則の運用」に基づき、適正に取扱うこととした。</p>	<p>ある。</p>
<p>青森県立中央病院</p>	<p>当年度は、1,467,072,473円の純損失が生じており、累積欠損金も6,297,979,922円となっているので、その解消に努めること。</p>	<p>現在、青森県立中央病院改革会議「最終報告書」(平成17年3月)に基づき、県立中央病院の改革プランの検討をしているが、同時に「緊急の経営改善実践方策」を定め、収入の確保と費用の節減に取り組んでいる。</p>	<p>過年度未収金の解消に努めること。</p>
<p>青森県立つくしが丘病院</p>	<p>旅費において、精算手続等が適正でないため返納及び追給を要するものがある。</p>	<p>返納及び追給については全て処理を終了している。今後、このようなことが生じないように、内部のチェックを強化することとした。</p>	<p>建設関連業務でない委託業務において、入札前に予定価格を通知しているものがある。</p>
	<p>当年度は、純利益が32,838,691円生じているものの、累積欠損金が642,880,016円となっているので、その解消に努めること。</p>	<p>長期入院患者(いわゆる社会的入院患者)の解消と他医療機関等との連携等により短期入院を積極的に進め、平均入院日数の短縮により入院料の収入増を図り、また、材料費や経費の節減を図ることとし、累積欠損金の縮減に努めることとしている。</p>	<p>過年度未収金の解消に努めること。</p>

<p>青森県立保健大学</p>	<p>報償費、需用費並びに使用料及び借賃料において、支払手続が遅延しているものがある。</p>	<p>日常的に支出負担行爲一覧表を出力して、支出未済を確認し、事業担当者や経理担当者が突合・確認し合うこととした。</p>	<p>打合せを行うなど、文書や電話による未収金督促、さらには訪問による督促の強化を図り、過年度未収金の縮減及び新たな未収金の発生防止に努めることとした。</p>
<p>青森県立さわらび園</p>	<p>雑入において、調定手続が遅延しているものがある。</p>	<p>今後は、事務処理を迅速に行い、速やかに調定手続を行うこととした。</p>	<p>現金の取扱いが適正でないものがある。</p>
<p>青森県工業総合研究所</p>	<p>旅費において、精算が適正に行われていないものがある。</p>	<p>内部審査体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。</p>	<p>賃金において、支給金額が誤っているものがある。</p>
	<p>備品購入費において、入札の執行が適正でないものがある。</p>	<p>内部審査体制を強化し、適正な支給手続を行うこととした。</p>	<p>2件中、債権者E社については平成17年3月24日、債権者B社については平成17年3月28日にそれぞれ債権放棄の協議が整いました。今後は、庁内研修等を通じ職員等の財務事務に関する知識の向上を図るとともに、チェック体制を強化し適正な執行に努めて参ります。</p>
<p>東地方農林水産事務所</p>	<p>委託料において、積算が適正でないものがある。</p>	<p>契約手続の審査体制を強化し、事務処理手順に誤りのないよう万全を期すこととした。</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>
<p>三戸地方農林水産事務所</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>	<p>収入未済については、これまで解消のため鋭意努力してきたと</p>	<p>収入未済の解消に努めること。</p>

		財産の管理において、適正でないものがある。	こゝであるが、引き続きその解消に努める。
		工事請負費において、入札の執行が適正でないものがある。	契約手続の審査体制を強化し、事務処理手順に誤りのないよう万全を期すこととした。
		工事請負費において、設計変更の手続が適正でないものがある。	契約手続の審査体制を強化し、事務処理手順に誤りのないよう万全を期すこととした。
下北地方農林水産事務所		需用費において、支出負担行為の決裁を受けていないで執行しているものがある。	内部審査体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。
		需用費において、予定価格が適正に作成されていないものがある。	契約手続の審査体制を強化し、事務処理手順に誤りのないよう万全を期すこととした。
		補助金において、額の確定が遅延しているものがある。	今後は、事務処理を迅速に行い、速やかに補助金の額の確定を行うこととした。
西北地方農林水産事務所		委託料において、契約方法が適切でないものがある。	契約手続の審査体制を強化し、事務処理手順に誤りのないよう万全を期すこととした。
		重要物品の交換において、事務手続が適正に行われていないものがある。	内部審査体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。
青森県農林総合研究センター		電気料支払遅延により、遅収加算金が生じているものがある。	内部審査体制を強化し、速やかな支払事務手続を行うこととした。
青森県水産総合研究センター		現金の取扱いが適正でないものがある。	内部審査体制を強化し、適正な事務処理を行うこととした。
		工事請負費において、建設工事請負契約書の条項に不備	契約書の作成に当たっては、青森県財務規則の契約約款を標準として作成することとした。

青森県土整備事務所	収入未済の解消に努めること。	滞納となっている事案については多方面から検討を加え、粘り強い対応を行うとともに、新たな未納についての確かな徴収に努める。破産宣告によるものは、破産管財人等と連絡をとり、債権の状況を確認の上、不納欠損処分も視野に入れ、対応していく。連絡不通により未納となっている債権については、所在の把握に努め、今後とも電話・文書等により強く納入指導していく。
	需用費において、正当な者から見積書を徴取せず、契約を締結しているものがある。	見積書を徴取する場合には、個別の持参（郵送等も含む。）を徹底させ、見積依頼及び見積書の記載内容に細心の注意を払うよう職員に周知するとともに、チェック体制の強化を図る。
五所川原県土整備事務所	収入未済の解消に努めること。	青森県営住宅等家賃滞納整理事務処理要領ほかに基づき、3か月以上の滞納者宅を随時訪問して滞約書の徴取や保証人への連絡を行っており、収入未済の着実な解消に努力している。
	委託料において、設計額が誤っているものがある。	積算誤りについては、変更契約により誤りを是正した。今後、内部のチェック体制を強化して適正な積算業務に努力する。
青森県公営企業局	年度末において、券類を必要のない金額を購入している。	今後は、必要な数量を適切な時期に購入することとした。
	建設改良費において、工事の発注時期が適切でないものがある。	工事の施工計画を立て、適切な時期に施工することとした。
	当年度は純利益が25,348,548円生じているものの、累積欠損金が409,907,176円となっているので、その解消に努めること。	累積欠損金の解消については、これまでも鋭意努力してきたところであるが、より一層経営の健全化を図り、引き続き解消に努める。

		委託料において、 契約書の綴りが所 在不明のものがある。	書類の保管場所を決め、厳重に 管理することとした。
青森県立青森中央高 等学校	旅費において、精 算が適正でないもの 及び支給金額が誤っ ているものがある。	支給金額の誤りについて返納、 追給を行い、今後は複数職員によ る確認等チェック機能を強化し、 事務処理に遺漏のないよう万全 を期することとした。	
青森県立木造高等学 校	委託料において、 委託業務の履行確認 が不十分のまま支払 しているもの及び支 払手続が遅延してい るものがある。	点検管理カートの保管の不備か ら履行確認が不十分であったため、 今後、関係書類の保管に充分留意 することとした。 また、支払手続の遅延が、清掃 の実施時期を明確に取り決めして いなかつたことなどによるため、 契約時点で明確に取り決めること とし、今後、万全を期すること とした。	
青森県立鱒ヶ沢高等 学校	旅費において、支 給金額が誤っている ものがある。	支給金額の誤りについて返納、 追給を行い、今後は複数職員によ る確認等チェック機能を強化し、 事務処理に遺漏のないよう万全 を期することとした。	
青森県立浪岡高等学 校	委託料において、 契約手続が適正でな いものがある。	競争入札参加資格者名簿に登載 されていない者を指名しないよう、 複数の職員で確認してチェックを 強化し、今後、事務処理に遺漏の ないよう万全を期することとした。	
青森県立百石高等学 校	現金の取扱いが適 正でないものがある。	今後、即日入金手続の徹底等を 図り、事務処理に遺漏のないよう 万全を期することとした。	
青森県立五戸高等学 校	総括前渡資金口座 への支払年月日か誤っ ているものがある。	今後、通帳確認を複数職員によ り計画的に行う等チェック機能を 強化し、事務処理に遺漏のないよ う万全を期することとした。	
青森県立弘前聾学校	電気料支払遅延に よじ、遅収加算金があ る。	払込書払していたことに原因が あったので、自動振替払に変更し、 万全を期することとした。	
	使用料及び賃借料 において、契約手続	今後、リース契約における支払 関係書類の整備を行うとともに、	

	が適正でないものがある。	リーヌ期間等のチェックを強化し、 事務処理に遺漏のないよう万全を 期することとした。
青森県立七戸養護学 校	委託料において、 支払手続が遅延して いるものがある。	今後、支払いチェック表を作成 し、請求の遅れを確認できるよう にすることとし、事務処理に遺漏 のないよう万全を期することとし た。
青森県立図書館	教育使用料におい て、納入の通知が遅 延しているものがある。	今後、複数職員による確認など に遺漏がないよう万全を期するこ ととした。
青森県五所川原警察 署	電気料支払遅延に よじ、遅収加算金があ る。	今後、私用分の徴収・入金を確 実にを行い、自動口座振替不能によ る支払遅延とならないよう、事務 処理に万全を期することとした。
青森県野辺地警察署		
青森県八戸警察署		

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭